

# I H I 粉飾決算被害事件について

2008（平成20）年8月8日

司法記者クラブ

マスコミ関係者 各位

## I H I 粉飾決算被害株主弁護団

弁護士	大川原	栄
同	葛田	勲
同	高柳	孔明
同	五十嵐	潤
同	加藤	幸
同	平松	真二郎

（連絡先事務所）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号  
池袋プラザビル6階階 城北法律事務所  
電話03(3988)4866 FAX03(3986)9018

弁護士 大川原 栄(おおかわら・さかえ)  
同 加藤 幸(かとう・さち)

### 1 I H I 粉飾決算事件の概要

既に報道されているとおり、株式会社I H I（旧石川島播磨重工、代表取締役釜和明）は、昨年9月28日、平成18年度（第190期）決算に関し半期報告書及び有価証券報告書において粉飾決算した旨を自ら公表した。そして、本年6月19日に証券取引等監視委員会は同社に対する課徴金納付命令（約16億円）を勧告し、その後同社は同命令記載の事実を認め同課徴金を支払った。

本件に関連して、同社株価は昨年9月28日の上記事実公表により一気に下落している。上記粉飾決算が公表される以前の昨年1月19日には一般公募により約560億円の株発行（公募による増資）、及び、総額約84億円の株式の売出しが行われ、また、流通市場（一般株式取引）においても同社株式の取引が行われており、上記粉飾直後に行われた公募増資等に応じたり、市場において不正に歪められた株価で同社株式を取得したことにより多額の損失を被った一般投資家は少なくないと考えられる。

I H I 自体は上記課徴金の支払により一定の法的措置を受けているとしても、同社の粉飾により損害を被った一般投資家の被害補填は実施されていない。粉飾決算に基づく投資家の被害はいわゆる自己責任論の範囲外であり、法はその被害補填を予定している。そこで、金融商品取引法等に基づく損害賠償による被害者救済を図るべく弁護団を結成し、明日全国ホットラインを実施するに至った。

## 2 本日送付の内容証明郵便について

- (1) 当事者 奈良県在住の70歳代男性
- (2) 請求内容 5万株の株式取得及び売却による損害（一株当たり69円×5万株）計345万円の請求（下記A類型）
- (3) 法的構成 金融商品取引法第21条の2

## 3 原告適格者の範囲について

<A類型＝流通市場損害＝一般市場での取得による損害>

- ① 流通市場（一般株式取引市場）において
- ② IHI株式を平成18年12月16日以降に取得し、
- ③ かつ、平成19年9月28日に保有していた株主。
- ④ その後に売却したか、保有し続けているかは問わない。

<B類型＝発行市場損害＝新株発行取得等による損害>

- ① 平成19年1月に実施された公募ないしは売出しに応じてIHI株式を取得した者。
- ② その後に売却したか、保有し続けているかは問わない。

## 4 「IHI粉飾決算被害株主全国ホットライン」の開催について

<実施日時> 平成20年8月9日 午後1時～午後5時

<実施場所> 上記の城北法律事務所内

<ホットライン電話番号> XXXXXXXXXX（代表）

## 5 弁護団の構成

弁護団は、ライブドア株主被害弁護団所属の弁護士を中心に、証券被害に関心を有している弁護士によって構成されている。ホットラインの状況によって順次拡充する予定。

（弁護団HP） <http://www.ih-higaibengodan.jp/>

## 6 今後の予定

ホットラインの受付、弁護団事務局への問い合わせを元に、受任希望者と順次、委任手続きを進める。

IHIの対応如何によって、法的手続きのスケジュールは異なってくるが、提訴は第1弾を9月中を目処に進める予定。

以上